

令和 8年 3月 26日
ルネサス健康保険組合
理事長 橋本 敏幸

ルネサス健康保険組合 規約変更公告

題記の件、ルネサス健康保険組合規約変更について、関東信越厚生局長の認可があったので、変更内容を下記のとおり公告する。

記

1. 規約変更内容

- (1) 一般保険料額及び調整保険料額の負担割合 … 第47条
- (2) 介護保険料額の負担割合 … 第47条の2
- (3) 子ども・子育て支援金額の負担割合 … 第47条の3
- (4) 予備費の費途 … 第51条
- (5) 準備金の保有方法 … 第52条

2. 規約新旧条文対照表

変更後（新）	変更前（旧）	変更理由
<p><u>（一般保険料額及び調整保険料額の負担割合）</u> 第47条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の58.61は事業主、100分の41.39は被保険者において負担する。</p> <p><u>（介護保険料額の負担割合）</u> 第47条の2 介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p><u>（子ども・子育て支援金額の負担割合）</u> 第47条の3 子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p><u>（予備費の費途）</u> 第51条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 事務所費</p>	<p>（一般保険料及び調整保険料の負担割合） 第47条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の58.61は事業主、100分の41.39は被保険者において負担する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（予備費の費途）</u> 第51条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 事務所費 (2) 組合会費</p>	<p>令和8年4月1日からの子ども・子育て支援金徴収開始にあたり支援金額の負担割合、予備費の費途、準備金の保有方法について明記する。</p> <p>また、健康保険組合連合会策定の規約例と乖離がある条文について、規約例に合わせ修正する。</p>

- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 営繕費
- (8) 財政調整事業拠出金
- (9) 連合会費
- (10) 雑支出

2 介護勘定のうち、予備費に充てることのできる費途は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 介護保険料還付金

3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援納付金
- (2) 子ども・子育て支援金還付金

(準備金の保有方法)

第52条

準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

- (1) 普通銀行への預金若しくは郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託の受益証券の取得
- (4) 国債証券又は地方債証券の取得
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
- (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
- (7) 抵当証券の取得
- (8) コマーシャルペーパーの取得

- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 営繕費
- (8) 財政調整事業拠出金
- (9) 連合会費
- (10) 雑支出

(準備金の保有方法)

第52条

準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。但し、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。尚、介護勘定で管理する準備金は、原則として第1号の方法によって保有しなければならない。

- (1) 普通銀行への預金若しくは郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託の受益証券の取得
- (4) 国債証券又は地方債証券の取得
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
- (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得

<p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金 (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金 (12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得</p> <p><u>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</u></p> <p><u>(令和8年4月1日改訂)</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(7) 抵当証券の取得 (8) コマーシャルペーパーの取得 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金 (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金 (12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得</p>	
---	--	--

3. 規約変更年月日
令和8年4月1日

以 上